



基本目標

# 2

安心して健康に暮らし  
子どもを大切にする  
まちづくり

## C O N T E N T S

[保健・医療]	08 ● 市民のライフスタイルなどに応じた健康づくりを推進します……………50
	09 ● 安心して医療が受けられる環境を整備します ……………52
[地域福祉]	10 ● 地域福祉活動の活性化をめざします ……………54
[児童福祉]	11 ● 地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実します ……………56
	12 ● 子どもや支援を要する家庭への取り組みを充実します ……………58
[障がい者福祉]	13 ● 障がい者が地域で自立して生活できる施策を推進します ……………60
	14 ● 地域支援体制の確立と障がい者の社会参加を促進します ……………62
[高齢者福祉]	15 ● 適正な介護サービス運営を推進します ……………64
[介護福祉]	16 ● 総合的な介護予防対策を推進します ……………66
	17 ● 高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します ……………68
[社会保障]	18 ● 医療保障を充実します ……………70
	19 ● 生活の安定と自立を支援します ……………72

## 08 市民のライフスタイルなどに応じた健康づくりを推進します

### 主要 施策

- 08-1. 健康づくり事業の推進
- 08-2. 母子保健対策の推進
- 08-3. 高齢期の健康づくりの推進
- 08-4. 感染症対策の推進
- 08-5. 精神保健福祉の推進

### 現況と 課題

○健康づくりに対する関心が高まっています。本市においても、市民の健康づくりを支援するためのプラン「次世代育成支援行動計画」、「健康づくり計画」などを策定し、乳幼児期から高齢期に対応した多様な健康づくり事業に取り組んでいます。

○平成20年度には医療保険制度の見直しがあり、特定健康診査・特定保健指導などの予防重視の保健事業が行われています。

○生涯を通じ健康で生き生きと自立して生活していくためには、若年期から主体的に健康に関心をもち実践することが重要です。市民が健康的な生活習慣を身につけ継続して健康づくりに取り組めるような環境づくりが必要です。今後も医療・福祉・教育機関などと連携を図り、市民との協働による健康づくり事業を進めていく必要があります。

○新たな感染症の発生・流行に対しては、関係機関との連携や、治療・予防などに関する情報提供など、迅速な体制づくりと対応が求められます。

### 基本 方針

地域における健康づくり運動を推進し、健康に対する関心と理解を深めるとともに、市民が主体的にライフスタイル<sup>\*1</sup>などに応じた健康づくりに取り組むことができる環境整備に努めます。

### 主要 施策

### 08-1 健康づくり事業の推進

生涯を通じて市民自らが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康に対する知識の普及や生活習慣病予防のための健康診査事業をはじめ、食育推進事業、歯科保健事業を推進します。また、妊娠、出産、更年期などの女性特有の健康課題への支援として、健康教育やがん検診事業などの充実に努めます。

#### 【主な事業】

- ・健康づくり事業（ウォーキング<sup>\*2</sup>の普及）（再掲）
- ・食育<sup>\*3</sup>推進事業
- ・歯科保健事業（フッ素塗布及びフッ化物洗口の普及啓発）（再掲）



## 08-2 母子保健対策の推進

子どもと子育て家庭をとりまく環境の変化に対応しながら、妊娠期から乳幼児期・思春期まで広く母子保健事業を実施・推進します。

### 【主な事業】

- ・母子保健事業
- ・特定不妊治療費<sup>※4</sup>助成事業

## 08-3 高齢期の健康づくりの推進

高齢期を心身ともに健やかで、自立した生活を送ることができるよう、疾病の予防、健康づくりを推進します。

### 【主な事業】

- ・健康づくり事業（再掲）
- ・歯科保健事業（再掲）

## 08-4 感染症<sup>※3</sup>対策の推進

市民が計画的に予防接種や検診を受けるこ

とができるよう、実施体制の効率化を図ります。また、新感染症などに対する正しい知識の普及をはじめ関係機関との連携を図り、感染防止や予防対策などの情報提供を行います。

### 【主な事業】

- ・各種予防接種事業

## 08-5 精神保健福祉の推進

心の病気や悩みは誰にでも起こりうる身近な問題です。こころの健康づくりの大切さや病気・障がいへの理解を求めていくとともに、相談しやすい窓口体制の充実や地域で自立した生活を送ることができるように、各種支援事業を推進します。

### 【主な事業】

- ・こころの健康づくり普及啓発
- ・相談指導体制の充実

※2—ウォーキング・歩くことによる健康増進を目的とした運動の一種  
 ※3—食育・さまざまな経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

※4—特定不妊治療費・体外受精及び顕微授精にかかる費用  
 ※5—感染症・病原となる微生物が、口・皮膚などから身体に入り込み起こす病気（伝染病より広い意味）

# 09 安心して医療が受けられる環境を整備します

主要  
施策

09-1. 休日及び夜間における救急医療体制の充実



母子検診(市保健センター)

## 現況と課題

○本市には、病院7ヵ所、一般診療所(医院)30ヵ所、歯科診療所(医院)33ヵ所の医療機関があり、ベッド数は1,219床を数えています(千歳保健所調べ/平成22年1月末現在)。

○平日の医療空白時間帯<sup>※1</sup>及び休日の内科・外科系の救急医療は、市内の医療機関が輪番制の在宅当番により救急診療を実施していま

す。また、夜間は、夜間急病診療所が内科・小児科系の初期救急医療機関<sup>※2</sup>としての機能を担っています。さらに、市内3病院が24時間体制の2次救急告示医療機関<sup>※3</sup>として北海道の指定を受けています。

○夜間における小児科系の救急医療機関は、夜間急病診療所が市内で唯一の医療機関であることから、その機能の充実が望まれていま

※1 医療空白時間帯…診察を受ける事の出来ない空白時間帯  
※2 初期救急医療機関…休日夜間急病センターや地域の医師会の在宅当番医による休日や夜間における外来救急患者診療体制  
※3 2次救急告示医療機関…救急車で搬送される急病人・負傷者の医療行為を行う医療機関



す。

○本市においても、医師不足が課題となっており、また在宅当番医療機関についても不足が生じてきています。

**基本方針**

市民が安心して医療が受けられるよう、休日及び夜間などの救急医療体制の充実に努めます。

**主要施策**

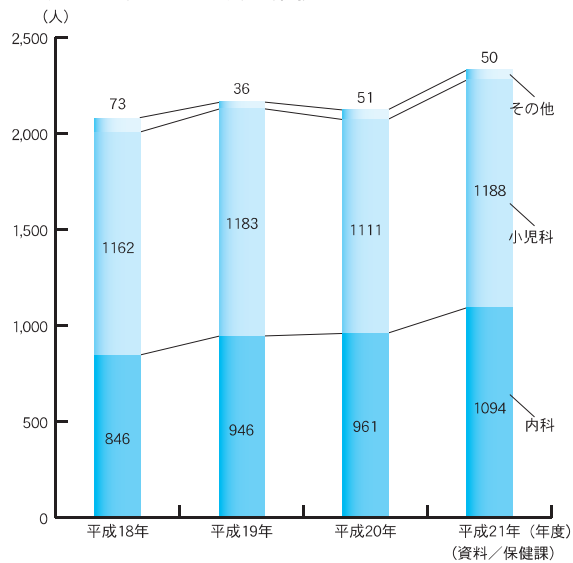
**09-1 休日及び夜間における救急医療体制の充実**

医療空白時間帯及び休日、夜間における小児救急診療などの初期救急医療体制の構築に努めます。また、小児科、産科医療体制の充実に向けた近隣市との連携を図ります。

**【主な事業】**

- ・救急医療体制の充実（1次及び2次医療体制<sup>※4</sup>の整備）
- ・近隣市との広域連携

**■夜間急病診療所利用の推移**



市保健センター(南島松)

※4  
1次…1次及び2次医療体制…  
1次…主に軽度の救急患者に外来診療を行う初期医療  
2次…入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療

# 10 地域福祉活動の活性化をめざします

## 主要 施策

- 10-1. 福祉サービスの利用促進
- 10-2. 地域福祉事業の育成
- 10-3. 市民参加による地域福祉活動の推進
- 10-4. 安心快適な地域環境づくりの推進

## 現況と 課題

○本市における65歳以上の高齢者数は13,969人（平成22年3月末現在）を数え、高齢化率は20.4%となりました。今後高齢化がさらに急速に進行し、いよいよ本格的な超高齢社会を迎えようとしています。また、核家族化は依然として進行しており、家族が持っていた子育てや家族介護などの機能は弱まっています。こうした少子高齢化の進展や、地域主権改革<sup>※1</sup>の推進、住民の福祉活動への参加意識の高まりと協働社会<sup>※2</sup>の創造などを背景に、地域全体で支えていく仕組みづくりや地域福祉活動はこれまで以上に重要になっています。

○地域福祉の分野は、子育て支援から高齢者介護まで幅広くなっています。地域における多様な生活課題にきめ細かに対処していくためには、町内会や民生・児童委員<sup>※3</sup>など地域に根ざした関係機関・団体、ボランティアやNPO<sup>※4</sup>法人など多様な地域福祉資源のネットワークづくりや体制強化がますます重要になっています。また、地域の福祉活動の推進役として恵庭市社会福祉協議会への期待も大きくなっています。

○地域福祉活動の推進に関わる公私協働や市民の福祉活動のすそ野を拡大するボランティア活動への支援と人材の育成など、地域での福祉活動が一層活発化するよう支援していく

ことが求められています。

## 基本 方針

福祉サービスを必要とする市民が、住みなれた地域社会で安心して充実した生活をおくるために、市民参加による地域福祉活動の推進と福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めます。

## 主要 施策

### 10-1 福祉サービスの利用促進

高齢者や障がい者、子育て中の家庭などが地域において必要な福祉サービスを利用できるよう、相談窓口や情報の提供に努めるとともに、福祉サービスを安心して利用できる仕組みをつくっていきます。

#### 【主な事業】

- ・地域福祉計画の推進
- ・包括ケア会議<sup>※5</sup>の開催

※1 地域主権改革…地域のことを地域に住む住民が責任をもって決めることのできる、活気に満ちた地域社会をつくっていくことをめざす改革  
※2 協働社会…市民や各種団体などが行政と協力・連携し、まちづくりや地域課題を解決していく社会  
※3 民生・児童委員…民生委員法に基づき、各市町村に配置さ

※4 NPO…住民の相談に応じ、援助を行い、社会福祉の増進に努める。児童委員も兼務し、児童や妊産婦への援助も行う  
※5 包括ケア会議…利益を追求することを主目的にしないで社会に有用なサービスを提供する組織のことで、「民間非営利組織」と訳される



恵庭市福祉会館(末広町)

## 10-2 地域福祉事業の育成

地域での在宅生活をめざし福祉サービスを利用する人が増加しており、公的な福祉サービスだけでは多様化し増大する福祉ニーズ<sup>※6</sup>に対応することが難しくなっています。社会福祉協議会が地域福祉の担い手として、支援活動や情報提供活動、地域間の交流活動などを積極的に行えるよう連携強化に努めます。また、質の高い福祉サービスを提供する福祉事業の充実と福祉を担う人材の育成に努めます。

### 【主な事業】

- ・社会福祉協議会との連携強化（地域福祉実践計画の推進）（再掲）
- ・民間事業者、NPOなどの福祉事業参入促進

## 10-3 市民参加による地域福祉活動の推進

地域での支えあい・助けあいを推進するために、地域で暮らす人々が地域福祉活動に参加できる仕組みづくりにより、身近な生活課題を地域で解決していく地域づくりを進めます。

### 【主な事業】

- ・ボランティアセンター<sup>※7</sup>の充実
- ・民生委員・児童委員などとの連携強化

## 10-4 安心快適な地域環境づくりの推進

高齢者や障がい者などすべての人が地域で安心して生活できるよう公共施設などのユニバーサルデザイン<sup>※8</sup>化をはじめ、地域で安心して暮らせる地域環境づくりを進めます。

### 【主な事業】

- ・バリアフリー<sup>※9</sup>特定事業（再掲）
- ・島松駅周辺再整備事業（再掲）

※5 包括ケア会議・市内の介護保険事業所、地域包括支援センター、医療機関などと行政により、制度などに対する周知や機関同士の情報交換を行う会議  
 ※6 ニーズ：消費者・利用者が望むもの  
 ※7 ボランティアセンター：地域や職場でボランティアに関する情報の収集・発信、ボランティア活動を行いたい人と受けた

※8 一人をつなぐなどの事務を行いボランティアの活性化を図る組織  
 ※9 ユニバーサルデザイン：障がい者や高齢者だけでなく、全ての人がとって使いやすい施設や製品のデザイン  
 バリアフリー：高齢者・障がい者が生活の支障となる物理的障害・精神的障壁を取り除く施策

# 11 地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実します

主要  
施策

- 11-1. 保育サービスの推進
- 11-2. 子育て支援サービスの推進
- 11-3. 保育環境の整備
- 11-4. 子どもの権利を守る施策の推進



さくら保育園

## 現況と課題

○本市の出生率は毎年減少傾向を示しており、一人の女性が一生の間に出産する子どもの数の平均を示した合計特殊出生率は平成20年に1.30（国では1.37／北海道は1.20）にまで落ち込み、将来、さまざまな分野において大きな影響を及ぼすことが心配されています。

○女性の就労意欲の高まりを背景に子育てと仕事を両立する家庭は増加しており、保育所の入所希望者も増加しています。また、就労時間や就労形態が多様化していることから、延長保育<sup>\*1</sup>や一時保育<sup>\*2</sup>など保育体制の充実に努めてきました。

○地域との連携において、会員制による子育て支援として「ファミリー・サポートセンター<sup>\*3</sup>」を開設するなど、子育て支援を希望す

る市民とこれに協力できる市民がともに手を携えた地域の子育て支援が始まっています。

○近年の核家族化の進行、共働き家庭の増加、個人の価値観の多様化、家庭や地域の機能の変化などにより親の子育て不安が高まっています。このため、子どもと子育て家庭を取り巻く環境のさまざまな変化に対応し、子どもの成長と子育てを地域が一体となり支援し、安心して子どもを生み育てることができるよう、総合的・計画的に子育て家庭を応援するための施策を講じる必要があります。

## 基本方針

子どもの成長と子育てを地域が一体となって支援し、安心して子どもを生み育てられるよう、保育環境の整備や子育て支援サービスを地域と連携して総合的・計画的に推進します。

※1—延長保育・通常の保育時間終了後に、希望する人を対象に行う保育活動  
※2—一時保育・保護者が就労や疾病等により一時的に家庭での保育が困難となった場合や保護者の育児不安の解消のために、児童を保育する制度  
※3—ファミリー・サポートセンター…仕事と育児の両立を支援するため、育児サービスを受けたい依頼会員と育児サービスを提供できる協力会員による有償の相互援助制度



主要  
施策

## 11-1 保育サービスの推進

働く親たちの仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育や一時保育など多様な保育ニーズに合わせた保育事業の拡充を図るとともに、安全な保育環境の整備に努めます。

### 【主な事業】

- ・ 保育計画の推進
- ・ 通常保育定員の拡大
- ・ 延長保育事業の拡充
- ・ 一時保育事業の拡充

## 11-2 子育て支援サービスの推進

子育てに不安や悩みを抱えている親同士の交流の促進、会員制のサポート制度、認定子ども園や認可外保育施設<sup>※4</sup>の保育の充実、児童健全育成事業の充実など、子どもの健やかな成長と安心して子どもを産み育てられる環境の整備に努めます。

### 【主な事業】

- ・ 子どもの居場所づくり促進
- ・ 子育て支援センター事業の充実
- ・ ファミリー・サポートセンター事業の充実  
(会員の拡大・病後児支援事業の推進)
- ・ 認定子ども園、認可外保育施設の充実

- ・ 学童クラブ<sup>※5</sup>の充実
- ・ 放課後子ども教室<sup>※6</sup>の推進
- ・ 総合・地区子どもセンター機能及び複合機能施設の整備（再掲）

## 11-3 保育環境の整備

保育園施設の老朽化が進んでいることから計画的に安全な保育環境の整備に努めるとともに、多様な保育ニーズに合わせた効率的で柔軟な保育サービスを実施するために運営方法を見直します。

### 【主な事業】

- ・ 保育施設の整備
- ・ 保育園の民営化の推進

## 11-4 子どもの権利を守る施策の推進

子どもが一人の人間としてその権利が尊重され、大人とともに社会を構成する一員として社会に参画し、さまざまな権利が保障される取り組みを推進します。

### 【主な事業】

- ・ 子どもの権利を守るための環境整備
- ・ 要保護児童ネットワーク会議<sup>※7</sup>（再掲）
- ・ CAP教育プログラム<sup>※8</sup>事業

※4 認可外保育施設…児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設  
 ※5 学童クラブ…保護者が労働などにより昼間家庭にいない保育施設  
 ※6 活の場、市内に12箇所開設  
 ※7 要保護児童ネットワーク会議…関係機関が連携を図り、保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適当と認められる児童への対応を行う地域ネットワーク  
 ※8 CAP教育プログラム…CAPは子どもへの暴力防止の意味で、教師、保護者、児童にわかりやすい人権の概念を教え、子どもがいじめ、誘拐その他の暴力に対処できるようにするプログラム

※7 要保護児童ネットワーク会議…関係機関が連携を図り、保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適当と認められる児童への対応を行う地域ネットワーク  
 ※8 CAP教育プログラム…CAPは子どもへの暴力防止の意味で、教師、保護者、児童にわかりやすい人権の概念を教え、子どもがいじめ、誘拐その他の暴力に対処できるようにするプログラム

# 12 子どもや支援を要する家庭への 取り組みを充実します

主要  
施策

- 12-1. 家庭児童相談援助活動の充実
- 12-2. ひとり親家庭などの福祉の充実



## 現況と 課題

○虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の適切な保護を行うことが急務となっています。子どもの虐待などは、さまざまな要因が重なった時に発生するため、一つの機関だけで対応することが困難な場合が多く、早期発見と適切な保護を図るため、関係機関が情報を共有し、連携して対応していくことが重要です。

○母子家庭や父子家庭のいわゆるひとり親家

庭の生活状況は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っており、日常生活面でさまざまな困難に直面しています。

○特に、母子家庭においては、子育てをしながら収入面・雇用条件面などでよりよい仕事に就き、経済的に自立できることが母にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、自立支援策の充実を図っていく必要があります。

基本方針

子どもや親への効果的な支援を行うために相談体制を充実するとともに、きめ細かな福祉サービスの提供と自立に向けた支援に努めます。

主要施策

12-1 家庭児童相談援助活動の充実

子ども相談窓口を開設し市民が子どもに関することや親の悩みなど、相談しやすい体制づくりに取り組むとともに、情報の提供や個々の相談に適合した支援メニューの提供に努めます。

【主な事業】

- ・子ども相談窓口の充実
- ・要保護児童ネットワーク会議（再掲）

12-2 ひとり親家庭などの福祉の充実

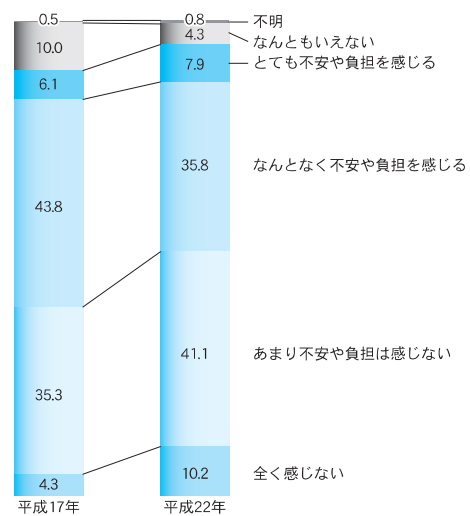
母子自立支援員を配置し、ひとり親などの自立に必要な情報提供や相談指導を行うとともに、きめ細かな福祉サービスの提供と自立に向けて、就業に必要な知識の取得など総合的な就業支援体制の充実を図ります。

【主な事業】

- ・母子家庭自立促進助成事業

■子育てに関する不安感や負担感について（アンケート調査）

※資料：えにわっ子プラン21より



# 13 障がい者が地域で自立して生活できる 施策を推進します

**主要  
施策** 13-1. 障がい者の自立支援の推進  
13-2. 子どもの発達支援の推進

## 現況と 課題

○障がい者への生活支援施策として居宅介護（ホームヘルプサービス）や外出・移動の支援などの福祉サービス、相談体制の強化、さらに機能訓練をはじめとする保健医療サービスに努めてきました。

○発達に不安のある子どもや障がいのある子どもに対して、乳幼児健診と連携した早期発見の取り組みや発達を促す療育・訓練を行うとともに、社会適応を図るための支援事業を行ってきました。

○平成15年度から「措置制度<sup>※1</sup>」が「支援費制度<sup>※2</sup>」へと移行、さらに、平成18年度には障害者自立支援法が施行となり、さらには障がい者に対する福祉制度については、今後さらに大きな見直しが議論されております。子どもの発達支援の充実と障がい者の地域における自立した生活を支援する体制整備が必要

です。

## 基本 方針

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者のニーズに応じた必要なサービスの提供体制を整備します。

## 主要 施策

### 13-1 障がい者の自立支援の推進

障がいのある人が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい者のニーズに応じたサービスを提供します。

#### 【主な事業】

- ・障がい者自立支援事業
- ・障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の推進



子ども発達支援センター(黄金南)

※1—措置制度…行政が行政処分によってサービス内容を決定する制度  
※2—支援費制度…障がい者がサービスを選択し、契約に基づきサービスを利用するという制度



## 13-2 子どもの発達支援の推進

発達に心配のある子どもや障がいのある子どもが、居住する身近な地域において一人ひとりのニーズに応じた支援を受け、安心して生活できるよう、発達支援センターの機能を充実します。

### 【主な事業】

- ・子ども発達支援事業
- ・障がい学齢児発達支援事業
- ・社会生活支援事業



共同作業所(魚町)

# 14 地域支援体制の確立と 障がい者の社会参加を促進します

主要  
施策

14-1. 地域支援体制の確立



## 現況と 課題

○障がいのある人もない人も互いに助け合える地域社会を築くためには、市民の一人ひとりが、障がいと障がい者に対する十分な理解と、これ自身を含め市全体で取り組む課題と受け止めることが大切です。

○障がい者が社会的に自立して生活していくことができるよう、教育の場や学習の機会の提供、就労機会の促進、また、スポーツ・文化・芸術などの社会活動に参加しやすい環境の整備が必要です。

**基本  
方針**

障がい者の自立や社会参加の促進を図り、教育・生涯学習関係団体や企業などと連携した地域支援体制の基盤づくりを進めます。

**主要  
施策****14-1 地域支援体制の確立**

教育や生涯学習関係機関・団体、企業などの連携を図るとともに、障がい者の積極的な社会参加と障がい者福祉についての関心と理解を深めていきます。

**【主な事業】**

- ・ 地域福祉ふれあい事業
- ・ 障がい者地域自立支援協議会の事業促進





# 15 適正な介護サービス運営を推進します

主要  
施策

## 15-1. 地域における介護体制の確立



グループホーム

### 現況と課題

○介護保険制度は平成12年度の創設以来、要介護認定<sup>※1</sup>を受ける人や介護保険サービス<sup>※2</sup>を利用する人が増加するとともに、サービスを提供する事業所も増加し、高齢者を支える制度として定着してきています。

○本市における要介護などの認定者数は、65歳以上の市民の13.6%にあたる1,897人（平成22年3月末現在）となっています。この内、介護サービスを利用した人の数は居宅サービス<sup>※3</sup>においては977人、地域密着型サービス<sup>※4</sup>

においては116人、施設サービス<sup>※5</sup>が328人を数え、特に居宅サービスの利用者はスタートした平成12年と比較して、約4倍となっています。

○急速な高齢化の進展とともに、保険給付費も増加しており、介護サービス提供の効率性、財政基盤の安定性などの観点から、現在、国においては、持続可能な制度の確立をめざし、介護保険制度改革に取り組んでいます。また、高齢者の自立支援を促し、生活の継続を支援する体制整備が必要です。

※1 要介護認定…介護サービスの利用に先立ち、利用者が介護を要する状態であることの公的な認定  
 ※2 介護保険サービス…要介護等に対し自立した日常生活を営むことができるよう提供する保健医療サービス及び福祉サービス  
 ※3 居宅サービス…介護または介護予防のための訪問による入浴や看護、通所によるリハビリテーション、短期入所などの入浴

※4 地域密着型サービス…通所・訪問・短期間宿泊による日常生活上の世話や機能訓練、認知症の高齢者に対する共同生活住宅での日常生活上の世話、小規模の特別養老ホームにおいての日常生活上の世話・機能訓練などを行うサービス  
 ※5 施設サービス…特別養老ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設での要介護者に対するサービス



基本方針

利用者のニーズに応じた介護サービスの質の確保と介護保険制度改革にともなう新たなサービス体系に基づき、適正な介護サービスの運営に努めます。

主要施策

15-1 地域における介護体制の確立

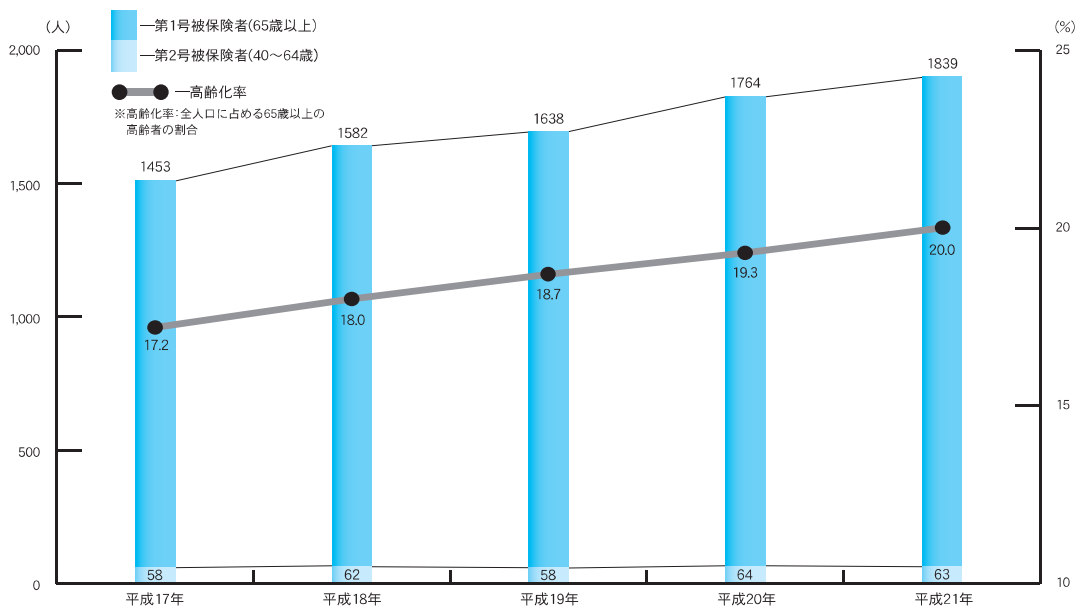
高齢者が適切な介護サービスなどを利用しながら、地域で安心して生活が出来るよう介護サービスなどの基盤整備に努めます。特

に高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするための地域密着型サービスの整備・充実を図ります。

【主な事業】

- ・居宅サービスの充実
- ・施設サービスの整備・充実
- ・地域密着型サービスの整備・充実
- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進

■要介護認定者状況の推移(各年9月末)



(資料/介護福祉課)

# 16 総合的な介護予防対策を推進します

主要  
施策

## 16-1. 総合的な介護予防などの推進

現況と  
課題

○高齢化が進む中で、何らかの介護や支援を必要とする高齢者に加え、家族関係や生活面での不安を抱える人などへの社会的な支援を広く視野に入れた対策が求められています。

○高齢者とその家族が安心して自立した生活をおくるためにも積極的な健康づくりと介護予防の視点からの「明るく活力のある高齢社会」実現をめざして、一貫性・連続性のある総合的な介護予防システムを構築していく必要があります。



黄金デイサービスセンター

基本  
方針

保健・医療・福祉の関係機関と地域が連携し、一貫性・連続性のある総合的な介護予防システムを確立し、健康づくりと介護予防対策の強化・充実に努めます。

主要  
施策

16-1 総合的な介護予防  
などの推進

介護を必要としない状態を維持しながら健康で生き生きとした生活をおくることができるよう介護予防や健康づくりに取り組み、安

心した地域生活を支える生活環境の整備に努めます。

【主な事業】

- ・ 高齢者介護予防事業
- ・ 地域包括支援センター<sup>※1</sup>事業
- ・ 権利擁護事業
- ・ 生活支援事業



恵望園

※1 地域包括支援センター…介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。市内に3箇所設置

# 17 高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します

- 主要  
施策
- 17-1. 高齢者の積極的な社会参加の促進
  - 17-2. 生きがいづくりの推進



高齢者スポーツ大会

## 現況と課題

○本市の高齢者の人口割合（高齢化率）は、20.4%（平成22年3月末現在）となりました。北海道の高齢化率は24.3%となっており、道内市町村の中では低い状況ではありますが、本市も高齢化は急速に進展しています。

○本市では、高齢者が健康で自立した生活をおくることができるよう、老人クラブ活動や

シルバー人材センター<sup>※1</sup>事業の支援をはじめ、健康増進事業やスポーツ・文化活動などの促進を図ってきております。このような活動を通して、高齢者の豊かな知識や経験を生かし、地域での活動に積極的に参加し、地域の役割を担うことを可能にする環境をつくり出す必要があります。

※1 シルバー人材センター…高齢者である会員向けに仕事を受託して提供する高齢者の自主的な団体



基本方針

高齢者が健康で生きがいを持って社会参加できる社会をめざし、文化やスポーツ活動の普及と知識、経験、技能を生かすことのできる就労の場やボランティア活動の場の提供に努めます。

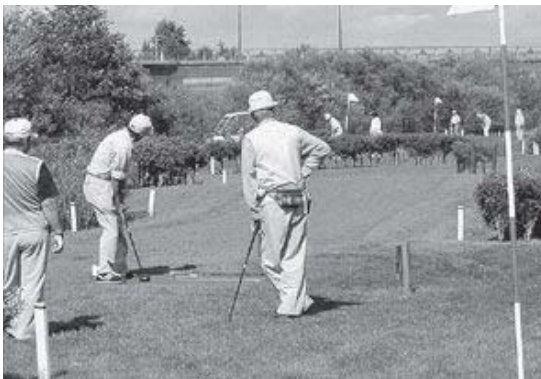
主要施策

17-1 高齢者の積極的な社会参加の促進

高齢者が集い、活動する地域活動拠点を確保するとともに文化活動やスポーツ・レクリエーション活動<sup>※2</sup>に努めて、気軽に社会参加できる環境をつくっていきます。

【主な事業】

- ・老人憩の家<sup>※3</sup>改築及び複合機能施設<sup>※4</sup>の整備（再掲）
- ・社会福祉協議会との連携強化（ボランティアセンターなど）（再掲）



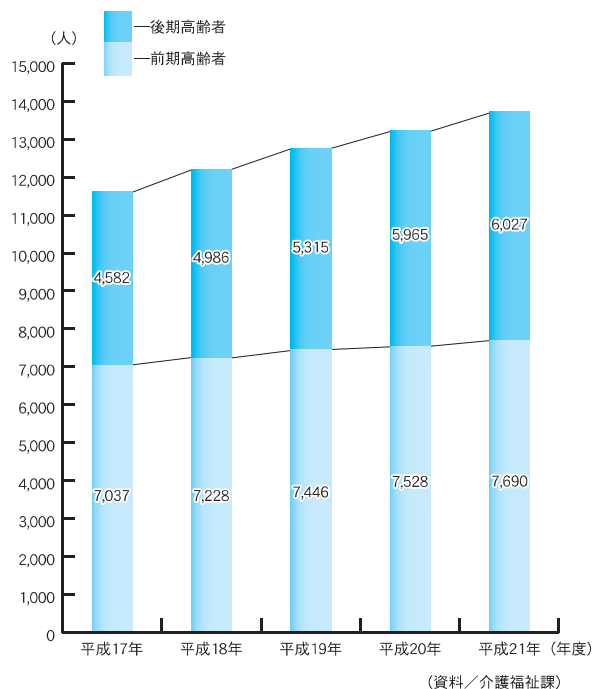
17-2 生きがいづくりの推進

高齢者の知識や経験、技能を生かし、生きがいと健康づくりのための社会活動を支援します。

【主な事業】

- ・老人クラブ運営補助事業
- ・(仮称)えにわ知恵ネットバンク事業（再掲）

■前期・後期高齢者人口の推移(各年9月末)



※2 スポーツ・レクリエーション活動  
 ※3 老人憩の家・地域の高齢者に対する心身の健康の増進及び介護予防等を図るための社会福祉施設  
 ※4 複合機能施設・児童館や地区会館、老人憩の家など複数の公

# 18 医療保障を充実します

- 主要施策**
- 18-1. 健康保険事業の推進
  - 18-2. 医療費の助成

**現況と課題**

○国民健康保険は、長年にわたりわが国の国民皆保険制度を支えてきましたが、加入者の高齢化、医療費の増大、地方の財政悪化など、時代の変化に伴う制度疲労が蓄積し、医療保険制度自体が崩壊の危機に直面しています。

○平成20年度の医療制度改革において75歳以上の人などを対象とする「後期高齢者医療制度」が創設され、安定的な運営のため北海道内市町村が加盟する広域連合<sup>※1</sup>による運営が行われています。

○高齢者医療制度については今後抜本的な見直しが検討されています。

**基本方針**

国民健康保険事業及び高齢者医療制度の安定、医療費助成制度の推進など、医療保障の充実に努めます。

**主要施策**

**18-1 健康保険事業の推進**

医療費の適正化と保健事業の実施に努め、国民健康保険制度や高齢者医療制度などの各種医療制度の安定的な運営に努めます。

**【主な事業】**

- ・ 特定健康診査等実施計画の推進
- ・ 国民健康保険の脳ドック事業
- ・ 後期高齢者医療制度における健康診査・脳ドック事業

※1—広域連合…複数の都道府県・市町村などが行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織

■国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入状況

区分	総数		国民健康保険 (被保険者)	加入割合	後期高齢者医療 保険(被保険者)	加入割合
	世帯	人口				
平成17年度	28,401	67,594	20,068	29.7		
平成18年度	28,810	67,969	20,228	29.8		
平成19年度	29,322	68,469	20,449	29.9		
平成20年度	29,670	68,483	15,643	22.8	5,931	8.7
平成21年度	30,054	68,571	15,595	22.7	6,219	9.1

※平成20年度から後期高齢者医療保険制度が開始

(資料/国保医療課)

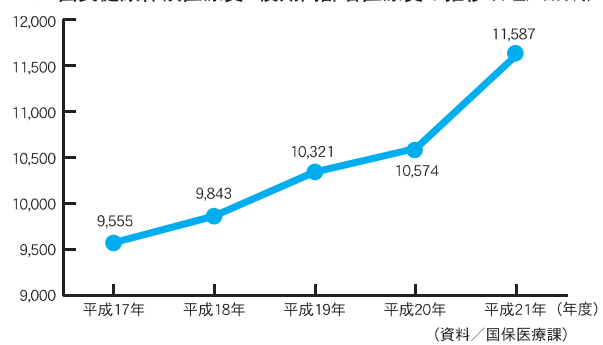
## 18-2 医療費の助成

高齢者、障がい者、乳幼児などの医療費助成を行っています。

### 【主な事業】

- ・ 医療給付事業

■ 国民健康保険医療費・後期高齢者医療費の推移 (単位/百万円)



# 19 生活の安定と自立を支援します

- 主要  
施策**
- 19-1. 生活の安定と自立の促進
  - 19-2. 国民年金制度への理解と加入促進

## 現況と 課題

○生活に困窮している市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護と自立に向けた支援を行ってきていますが、景気の低迷による厳しい雇用情勢や高齢化の進展、病気による失業などにより、さらに要保護世帯<sup>※1</sup>が増加することが考えられます。

○今後も、関係機関との密接な連携のもと、各種制度などを活用し、個々の世帯に実情に

応じた生活支援による生活の安定と一日も早い自立促進に向けた取り組みが求められています。

○国民年金は老後の所得保障の主体として、ますます重要なものになってきています。市民が安心して老後を迎えられるよう、国と協力連携を図りながら制度への理解と加入促進を図る必要があります。



※1—要保護世帯…生活保護費の受給が必要な世帯



**基本方針**

資産や能力などすべてを活用してもなお生活維持の困難な人に対し、生活の安定と自立をめざして個々の世帯の実情に応じた適切な援助、助言指導に努めます。

**主要施策**

**19-1 生活の安定と自立の促進**

保護を必要とする個々の世帯の実情に応じ、適切な援助、助言指導の実施や関係機関との連携を深めながら各種福祉制度などを活用し自立した生活への支援を行っていくとともに、生活に関する相談業務の充実に努めます。

**【主な事業】**

- ・面接相談員<sup>※2</sup>の設置
- ・就労支援員の設置

**19-2 国民年金制度への理解と加入促進**

国と連携して、国民年金制度に対する市民の理解を深めつつ、適用対象者の加入促進に努めます。

**【主な事業】**

- ・国民年金制度の周知

※2 面接相談員・生活保護に関する相談に応じて、生活状態を把握し、福祉事務所との連携を保ちながら、必要な指導、援助等を行う

